

令和7年1月30日
北海道開発局

建築基準適合判定資格者の処分について

令和7年1月29日付けで、北海道開発局長から建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の6第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたので、お知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311
事業振興部 都市住宅課 まちづくり事業推進官 竹本 秀子（内線 5866）
事業振興部 都市住宅課 課長補佐 岩崎 弘輝（内線 5873）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



【処分内容】

- ・ 建築基準適合判定資格者（確認検査員）

処 分 日 令和7年1月29日

処分権者 北海道開発局長

資格者名 保科 武（登録番号：第1396号）

処分内容 業務禁止2月（令和7年2月19日から令和7年4月18日まで）

【処分事由の概要】

北海道内の建築物（1件）の計画の確認審査を行った確認検査員として、過失により、法第34条及び第36条並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第388号）第129条の13第1号の規定に基づく平成20年12月9日国土交通省告示第1446号（小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件）第5号及び第6号の規定に適合しない（小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること、上げ戸又は上下戸とすることとされているにも関わらず、これらに適合しない）ことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。